

文化財調査承諾書

令和 年 月 日

伊万里市教育委員会 教育長 様

調査予定所有者 住 所

氏 名

(自署もしくは押印)

電話番号

下記所在地の文化財調査（踏査及び確認調査）を承諾します。なお、文化財調査による表採遺物及び出土遺物の処理については、下記の事項を承諾の上、伊万里市教育委員会に無償譲渡し、文化財として活用されることを承諾します。

記

1. 所在地

佐賀県 伊万里市

2. 面積 ㎡

3. 土地取得年月日 年 月 日 ・ 永代所有

3. 承諾事項

- 前記所在地からの出土物の警察署への届出等、手続きについて伊万里市教育委員会に一任すること。(遺失物法第4条第1項)
- 表採遺物及び出土物のうち、土地所有者が所有物に係る物件については、警察署による告示後6ヶ月までの間に返還を求めることができること。(文化財保護法第101条及び103条)
- 表採遺物及び出土物のうち、警察署長が文化財と認めたものは県教育委員会に提出され、県教育委員会において鑑査が行われ、その結果文化財と認定されたものについて、県警察署による告示により所有者が判明しなかった場合は、県に帰属する。(文化財保護法第105条)ただし、本承諾書を持って、伊万里市教育委員会が一括保管・活用を希望する場合は、当該教育委員会に一括譲与されるものとする。(文化財保護法第107条)
- 警察署による告示により所有者が判明しなかった場合の文化財保護法第105条の規定による土地所有者への通知は、本状の承諾を以て代えるものとする。